|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | **意見A** | **意見B** | **意見C** | **意見D** |
| 現状・課題 | 1．当事者が抱える課題は、各人それぞれ。自殺にまで追い込まれている人もあれば、うまく社会の中で居場所を見つけて、人生を楽しんでいる人もいる。2．自分の辛さを共感してもらえない、話題にできないということで疎外感を持つことが多い。3．オリンピックの開催など、グローバル化が急速に進む現在、性的マイノリティについての取り組みが拡大することはとても望ましいと思う。 | 1．LGB当事者の人が生活で感じる課題の中心は、多数派で共有されている偏見、誤解、差別感情に対するものである。2．T当事者が自身の属性・事情を明らかにしなければ「認めてもらえない（多数派の基準から外れることを許されない）」のは、その属性に対する差別であり、とても酷い「社会参加を奪う差別」である。3．LGB（性的指向）とT（性自認）の問題が混同されることが、一番の不都合なのかもしれない。 | 1．LGBT当事者が抱える課題は多様で、体の性、性的指向や性自認などの違いによって大きく異なる。2．LGB当事者は自身の性的指向を日常生活で言いにくく、孤立を生むほか、知られることで、家族関係が悪化したり、解雇などの差別対応を被ったりするなど、自身の安全・安心が失われる危険性がある。また、アウティング（意図しない暴露）により自死に追い込まれることもある。3．T当事者はより広い問題を抱える。トイレや病院の受診を控える、公的書類の性別記載欄に常にとまどう、医療者からの拒否や採用時の拒否、住まいの確保が困難、地域社会からの排除など。 | 1．行政による調査がほとんどなく、基礎データが不足。まずは、性的指向や性自認を行政の統計項目に入れ、現状把握に努めるべき。2．職場の差別的言動は未だ多く、メンタルヘルスも顕著に悪い。特にT当事者の深刻な差別事例（解雇・内定取消など）が多く、自殺念慮の高さ、貧困状況は緊急を要するレベル。3．T当事者は家庭や学校での無理解により低学歴傾向にあり、それが非正規雇用や貧困に結びついている。4．教育現場はもとより、就業支援事業、健康・福祉施策におけるLGBTの包摂（排除せず、受け入れること）は喫緊の課題と認識している。 |
| 大阪府における差別解消に向けた規定について | 4．「差別禁止」という強い言葉を使うことには、抵抗がある。校則違反禁止のように、風紀委員や学級委員のような取り締まり係が出てきそうです。5．性的マイノリティの友達と関わると、「差別した」と言われるから、関わらないようにするというようにならないか心配。6．現状で、差別発言があったとしても、ほとんどが悪意が無く、ただ無知や無理解からの言動だと思われる。7．理解増進を促す具体的な方法、「管理者研修」「社員研修」「学校での授業時間数の増加」を盛り込む方がよいと思う。8．大阪には、ちがうものをユーモアでおおらかに受け入れる土壌があるので、東京都に倣わなくても良いと思う。9．罰則規定がないのなら、差別解消・差別禁止という文言を入れても、単なるアピールだけに終わる。10．差別の解消に向けては、東京都条例のような差別禁止規定を盛り込む前に、まずは、理解増進という方向で、府民の理解のボトムアップに取り組み続けていくべきと思う。 | 4．個人的には、差別禁止は明文化すべきと考える。5．具体的な差別表現をリスト化することもあっても良いと思うが、その際には、解釈の指針（この言葉が差別的ニュアンスを帯びるに至った歴史的経過等）を明確にし、社会で共有すべき。6．解消される差別は、差別表現のみならず、サービス提供の拒否や、参加の拒否も含む。経済活動の中での差別は、特定の属性の人の社会参加の機会を奪うことである。7．差別解消は、ＬＧＢＴに手厚く優しくすることではない。性的指向や性自認というごく私的な属性によって人が差別されないということの確認であり実現である。8．差別解消の規定の中で、「差別表現」と「経済活動の中での差別」を区別して書き込んでもよいのでは。9．ただ、今の時点で、性の多様性を否定するような差別的ニュアンスのある表現を使わないという共通認識が社会で共有することができるのか、社会の現状認識としては、難しいようにも思う。10．理解増進も差別禁止も最終の目標は同じ。将来的には差別禁止を明文化する意識のもと、現段階では理解増進の理念条例に留めておくこともあるかもしれない。11．いずれの条例にせよ、都度、取組を見直し、変更や修正を行うことも必要。理解増進という標題の条例であっても、条文の中に「不当な差別を許さない」姿勢が強く出ていれば、それは意味があると思う。 | 4．LGBT当事者は日常生活で様々なストレスや差別の危険性にさらされており、条例や法律によって、当事者に対し何らかの保護を提供することは重要。5．特に教育機関、職場、医療機関、居住における抑圧的な対応やストレスを与える対応に対処し、誤解や偏見に基づく家族関係の悪化を避けるため、規制や合理的配慮を求めることが必要。6．一方、「性的マイノリティ」の範囲が不明瞭であることが問題を複雑化させている。7．また、東京都条例の時にも出されていたが、表現の自由の侵害に対する懸念も存在している8．こうした複雑な動きが出ている中、求められるのは、多様な当事者や団体が議論に参加し、時間をかけて慎重に条例を作っていくことである。多様な当事者や団体が議論に参加できる形式を整え、議論をオープンにして議事録などを丁寧に公開していくことが必要。9．LGBTに関する条例制定が両義的な意味を持っていることを勘案し、まずはオープンで丁寧な議論が必要。10．何が規制の対象となる行為や行動になりうるのかを、府民や事業者に対して丁寧に明らかにしながら、条例の制定をすすめていくことが大事。 | 5．包括的な差別禁止の法律がない中、現に仕事がなく、貧困状態で、心身の健康に問題があり、自死の恐れさえある府民がいるので、差別禁止規定を盛り込むなど自治体としてできることを最大限にやってほしい。6．LGBTの特性として、差別や偏見を恐れ、周囲にカミングアウトできないため、既存の相談窓口等では当事者の声を拾いにくい現状において、LGBTに特化した条例を制定し、自治体が支援と理解の姿勢を明確にすることは大きな意義がある。7．今後、国や他の自治体がより実効性の高い法制度を制定することも予想されるので、それらの規定を下回らないよう、条例に定期的な見直し規定を設けてほしい。8．東京都の条例では、都の責務、都民の責務、事業者の責務が規定されているが、大阪府でも同様の規定を設けるべき。9．LGBTに関する各種現状調査や、差別的な取り扱いを行った事業者に対する行政指導等、各種学校、就業支援事業、健康・福祉に関する事業者による啓発・差別解消の取組の義務化、各種施策におけるLGBT支援団体や教育研究機関との連携の推進を盛り込んでほしい。 |

第35回大阪府人権施策推進審議会（31.2.15）配布資料

参考資料１